

令和4年度砂利採取業務主任者試験実施要領

1 試験日時

令和4年11月11日（金）午前10時から正午まで

2 試験実施場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号 TEL099-251-3232）

3 試験科目

試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行います。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項
(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験資格

制限はありません。

5 試験手数料

8,100円

6 受験手続

- (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真1枚
(出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形（縦4cm、横3cm）のもの。裏面に、撮影年月日・氏名・年齢を記載すること。)
 - ウ 試験手数料
(8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定欄に貼付して提出すること。
なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。)
- (2) 書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課
(〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号)
- (3) 郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書し、
書留郵便としてください。

7 提出書類等の受付期間

令和4年9月29日（木）から同年10月27日（木）まで。（県の休日を除く。）

時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和4年10月27日の消印のあるものまで受け付けます。

8 受験願書の用紙

受験願書の用紙は、鹿児島県ホームページに掲載しています。

掲載場所

ホーム > 産業・労働 > 商工業 > 採石・砂利採取 > 砂利採取業務主任者
> 令和4年度砂利採取業務主任者試験について

また、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（〒894-8501 奄美市名瀬永田町17番3号）にもあります。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、あて先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行います。

10 出題形式及び合格基準

出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から3問選択して解答する選択問題）とします。

法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で、法令問題、技術問題と合わせて200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とします。

11 得点の開示

この試験の結果については、鹿児島県個人情報保護条例第23条第1項の規定に基づき、下記により口頭で申し出ることができます。

記

(1) 期 間

令和4年度砂利採取業務主任者試験合格発表の日から起算して1月間（ただし、県の休日を除く。）時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場 所

鹿児島県商工労働水産部商工政策課

(3) 用意するもの

受験票（紛失した場合は、運転免許証、旅券、学生証又は顔写真が貼付された国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書）

(4) 開示する内容

科目別得点

(5) 参 考

- ・請求できるのは、本人に限ります。
- ・電話、郵送による開示申出はできません。

12 その他

不測の事態の場合（新型コロナウイルス感染症の拡大など）は、試験日時・会場が変更となる可能性があります。その際は、県ホームページ等でお知らせします。

13 問合せ先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（TEL099-286-2933）

鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（TEL0997-57-7215）